

## 【フランス】労働法の改正

専門調査員 海外立法情報調査室 豊田 透

\* 2016年8月、労働法典を大きく改正する法律が制定された。労働法典の再編・合理化、個々の企業の労使合意に基づく企業経営の柔軟性向上、労働者が職歴にわたり取得した権利の継続的な保障、若年層への援助等を内容とする多方面の改正となっている。

### 1 経緯

2016年8月8日、フランスにおいて「労働、労使対話の改善及び職業経歴の保障に関する法律第2016-1088号」（注1）が制定された。通称「労働改革法（loi Travail）」、あるいは労働大臣の名を冠し「エル・コムリ法（loi El Khomri）」と呼ばれている。

労働者保護の傾向が強いフランスの労働関連規制は、柔軟な企業経営の阻害、フランス経済停滞の要因ともされており、その状況を改善するため、オランド現政権は左派でありながらも労働者の反発を受ける規制緩和をあえて推進する必要に迫られていた。2015年4月、ヴァルス首相はコンセイユ・デタ（国务院）社会部門に対し、労使合意の在り方の見直しを検討課題とする審議会を設立し報告書を提出するよう指示した。同年9月9日に提出された報告書では、企業が経営状況に応じて労働条件を調整できるよう、個々の企業における労使合意を産業レベルの労使合意より優先する方向性が示された。

この報告書に基づいて作成された2016年2月の労働法改正草案に対し、与野党や労組から批判が噴出した。フランス労働総同盟（CGT）等は労働者の権利の縮小であるとして白紙撤回を要求する激しい反対運動を展開し、若年層の雇用が不安定になるとして大学生・高校生組合（UNEF等）も運動に加わった。草案の修正を経た改正案が3月24日に提示された後も反対運動は継続し、3月31日には最大規模の全国的デモが実施された。また、製油所、国鉄・地下鉄、航空会社・空港でストライキが実施され市民生活にも大きな影響を及ぼした。

こうした状況に対し、ヴァルス首相は7月20日に憲法第49条3項（注2）を適用して法案の議会採決を強行し、法律が成立した。

### 2 法律の主な内容

この法律は全7章123か条から成る。以下、重要な規定を紹介する。

#### (1) 労働法典の再編（第1章）

非常に複雑化した労働法典の再編のために委員会を設置し、再編作業を2年とする。

#### (2) 企業における労使合意の優先（第2章）

今回の改正では、フランスの現行労働法最大の課題とされる「週35時間の法定労働時間」の見直しには踏み込んでいないが、個々の企業における労使合意により46時間（12週の平均の上限）まで延長できることとなった。従来も、産業レベルの合意により46時間

まで延長が可能となる等、35時間の枠を超えられる規定はある程度存在したが、個々の企業における労使合意により可能となることで、経営者の立場からは企業活動の柔軟性向上が期待されている。

また、原則として週35時間を超える超過勤務は割増賃金率10%以上の手当の対象となるが、手当が発生する超過時間の設定についても企業における労使合意により期限付きの変更が可能となり、その場合も産業レベルの合意に優先する。

一方、労働者を保護するため、企業における合意の手続は強化される。従来、従業員の30%を超す支持を受ける労組の同意があれば、従業員の50%以上の支持を受ける別の労組が拒否しない限り労使合意として成立していたが、今後は50%以上の従業員の同意（50%以上の支持を受ける労組が存在すればその同意、存在しない場合は全員投票による過半数の同意）がなければ労使合意として成立しない。

### (3) 解雇基準の明確化（第2章）

企業の経営不振による解雇である「経済的解雇（licenciement économique）」は以前から認められていたが、今回の改正において適用基準が明確にされた。具体的には、企業の規模に応じ、前年同四半期と比較した受注額又は売上高の減少状況により経済的解雇の適用の可否が定められた。例えば、従業員が300人以上の企業は4四半期連続して減少していることが要件となる。また、多国籍企業の場合、従来は企業全体の経営状況悪化が要件であったが、今後はフランス国内の企業の経営状況のみで判断できるようになる。これにより多国籍企業の参入促進が期待されている。

### (4) 職業経歴の保障（第3章）

2015年7月に成立した「労使対話及び雇用に関する法律」により導入が決定された「活動個人口座（Compte personnel d'activité）」を2017年から実施する。これは職業経歴を経て生じた権利（職業訓練を受ける権利、重労働に従事したことにより生じた権利等）について、職業訓練に充当できる権利として転職・失業しても生涯にわたり保持できる制度で、既存の「職業訓練個人口座（Compte personnel de formation）」、「重労働防止個人口座（Compte personnel de prévention de la pénibilité）」及び社会奉仕活動の実績である「市民参加口座（Compte engagement citoyen）」を統合する。2018年から自営業者にも導入する。

### (5) 若年者補償制度（第3章）

親の経済的支援を受けておらず、学生ではなく、無職かつ職業訓練を受けていない16歳から25歳の若年層に対する若年者補償制度（Garantie jeunes）は、2015年から対象地域を限定して試行されてきたが、対象をフランス全土に拡大して正式に実施する。該当者は1年間、手当の支給と職業訓練を受けられる。

注（インターネット情報は2016年10月17日現在である。）

(1) Loi n° 2016-1088 du 8 août 2016 relative au travail, à la modernisation du dialogue social et à la sécurisation des parcours professionnels.

(2) 会期内の法案1件（予算法案・社会保障予算法案は別途の扱い）について、首相は国民議会（下院）に対して政府の責任をかけ、表決を経ずに採択されたとすることができる規定。